

西東京市職員の給与等の状況

市の職員の給与は、条例や、これに基づく規則等によって定められています。市民の皆さんに一層のご理解をいただくため、そのあらましを紹介します。
職員課(田無庁舎内線1243)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 B/A	(参考)14年度人件費比率
15年度	平成16年3月31日現在 185,742人	千円 55,537,743	千円 1,021,749	千円 12,215,490	22.0%	21.1%

(2) 職員給与の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与				1人当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
16年度	1,159人 (19人)	千円 4,934,728	千円 1,371,083	千円 2,154,532	千円 8,460,343	千円 7,300

(注) 1 職員手当には、退職手当は含まない
2 給与費は当初予算に計上された額
3 ()内は、再任用短時間職員

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成16年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
西東京市	373,200円	487,300円	44歳10月	359,100円	433,200円	46歳4月
東京都	361,177円	471,896円	43歳4月	335,407円	432,302円	47歳0月

(注) 1 「平均給与月額」とは給料に諸手当を加えたものの平均月額
2 期末・勤勉手当は含まない

(4) 職員の初任給の状況(平成16年4月1日現在)

区分	西東京市		東京都		国	
	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
大学卒	179,800円	203,600円	179,800円	203,600円	179,800円	198,600円
高校卒	144,000円	153,300円	144,000円	153,300円	138,800円	148,500円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成16年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	275,376円	319,957円	372,814円
	高校卒	231,460円	285,475円	332,643円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数をいう。中途採用者については採用以前の前歴を換算し、加味したもの。経験年数に該当職員がない場合、その階層に加えて近い階層も含み平均を算出。技能労務職については、少人数のため、表示しない

(9) 職員手当の状況

区分	西東京市			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
平成15年度期末手当	6月期	1.60月(0.75月)	0.45月(0.25月)	6月期	1.40月(0.75月)	0.70月(0.35月)
	12月期	1.65月(0.95月)	0.45月(0.25月)	12月期	1.60月(0.85月)	0.70月(0.35月)
	3月期	0.25月(0.10月)	—	3月期	—	—
勤勉手当	計 4.40月(2.30月)		計 4.40月(2.30月)			
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置有り()内は再任用職員に係る支給割合		職制上の段階、職務の級等による加算措置有り()内は再任用職員に係る支給割合			
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年		
	勤続20年	24.25月分	36.50月分	勤続20年	21.00月分	27.30月分
	勤続25年	32.50月分	47.75月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	49.75月分	60.95月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	50.00月分	60.95月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				
退職時昇給 1号給(公務上の死亡・整理退職等)		退職時昇給 1号俸(整理退職等)				

(注) 西東京市の勤奨・定年による退職手当の支給率は、本年10月1日に引き下げを行った。なお、上記の支給率は、平成16年度に適用する経過措置によるもの

特殊勤務手当(15年度)	区分		西東京市
			全職種
	支給職員1人当たり平均支給年額		1,633円
	職員全体に占める手当支給職員の割合		7%
手当の種類(手当数)		4	
代表的な手当の名称		支給額の多い手当 支給対象職員の多い手当 犬猫等死体処理手当	

時間外勤務手当(15年度)	支給総額	千円	調整(16年4月1日現在)	支給対象地域	全市域
		377,121			12%
	職員1人当たり支給年額	千円	支給対象職員数	国の制度(支給率)	1,286人
		287		10%	支給対象職員1人当たり平均支給年額 523,543円

	西東京市の制度	国の制度
扶養手当	配偶者 15,500円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 その他の扶養親族 4,000円 特定期間の加算 4,000円	配偶者 13,500円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 その他の扶養親族 5,000円 特定期間の加算 5,000円
住居手当	世帯主およびこれに準ずるもの 扶養あり 9,000円 扶養なし 8,500円	賃貸住宅 支給限度額 27,000円 自宅(新築購入後5年以内) 2,500円
通勤手当	交通機関 1か月当たりの支給限度額 55,000円 交通用具 通勤距離に応じて支給 平成16年4月から、交通機関は6か月定期、交通用具は6か月分の額を4月と10月に支給	交通機関 1か月当たりの支給限度額 55,000円 交通用具 通勤距離に応じて支給

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成16年4月1日現在)

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長・参与	部次長・副参与	課長・主幹	課長補佐・副主幹	係長・主査	主任	主事			
職員数	15人	24人	47人	24人	209人	198人(4人)	185人(12人)	12人	6人	720人(16人)
構成比	2.1%	3.3%	6.5%	3.3%	29.0%	27.5%(25.0%)	25.8%(75.0%)	1.7%	0.8%	100%(100%)
1年前構成比	2.3%	2.6%	7.1%	3.7%	28.3%	27.0%(31.3%)	26.6%(68.7%)	1.6%	0.8%	100%(100%)

参	田無市の構成比(4月1日現在)							
	標準的な職務内容	部長・課長	係長・主査	主事	主事	計		
	5年前	15.5%	54.9%	27.2%	2.4%	100%		
考	保谷市の構成比(4月1日現在)							
	標準的な職務内容	部長(相当職)	課長(相当職)	課長補佐(相当職)	係長(相当職)	主事技師	主事補技師補	計
	5年前	2.3%	9.6%	1.0%	22.9%	61.8%	2.4%	100%

(注) ()内は、再任用短時間職員

(7) 昇給期間短縮の状況

区分	合計	一般行政職	技能労務職	
	職員数(A)	931人	734人	197人
15年度	普通昇給期間(12月~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	0人	0人	0人
	比率(B)/(A)	0%	0%	0%
14年度	職員数(A)	944人	738人	206人
	普通昇給期間(12月~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	0人	0人	0人
	比率(B)/(A)	0%	0%	0%

(8) ラスパイレス指数

国家公務員の給与を100とした場合の、地方公務員の給与水準を指数で示したもので、一般行政職の学歴別・経験年数別に平均給与額を比較した場合の総合的な給与水準です。当市における一般行政職の給与水準は、平成15年4月1日現在で103.2(前年は103.7)となっています。

(10) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等	期末手当	(15年度支給割合)
市助収入常勤監査委員	給料 965,000円 長 831,000円 役 771,000円 料 695,000円		
議副議長	報酬 576,000円 長 530,000円 員 495,000円		

(11) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	15年度	16年度		
一般行政部門	議会	14	14	
	総務	232	219	13 事務の統廃合・縮小
	税務	79	80	1 徴収強化による増員
	労働	3	3	
	農水	4	4	
	商工	2	3	1 事務見直し
	土木	82	71	11 部門変更による減
	民生	455	445	10 法令等の改廃
	衛生	112	110	2 欠員不補充
	小計	983	949	34
特別行政部門	教育	196	191	5 業務の民間委託等
	小計	196	191	5
公会計企業部門	下水道	16	16	
	その他	101	112	11 部門変更による増
	小計	117	128	11
合計	1,296	1,268	28	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数で、臨時または非常勤職員を除く
2 再任用短時間職員は除き、教育長は含む

(12) 定員適正化計画

平成15年2月に定員適正化計画を策定し、随時、状況に応じた見直しを図っていくものとします。その内容は、一般事務、技術職については、退職者の3分の2を補充。医療・福祉系専門職については、退職者を原則補充。技能労務職については、退職者不補充とするもので、総職員数にシーリング設定していきます。